

総合評価落札方式の試行について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年3月に成立、4月より施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されています。

また、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とも規定されています。

適用状況は異なっているようですが、県内の他市町においても、89%以上にあたる17市町が総合評価を適用している状況もありますので、本町においても試行を継続する必要があると考えています。現在の方式に全く問題がないとは考えておりませんが、試行しないと、検証・見直しが出来ないことをご理解ください。

入札・契約制度説明会(平成24年3月26日開催)に関するQ&A

番号	質問	回答
1	総合評価方式による入札を何件くらい考えていますか？近隣の市町では、柳井市で年1件、平生町・田布施町・上関町では実績なしと聞いております。試行しても1件程度で十分ではないでしょうか。(出来ればやらないほうがよい 下記理由) 総合評価方式による入札が、競争性が発揮されないという弊害が起きておりますので(柳井土木事務所・柳井農林事務所の一般入札結果による)、この辺りを考慮したうえで、総合評価入札の採用については慎重なる判断をしていただきたい。	周防大島町が発注する工事の入札・契約の方法については、発注する工事1件ごとに指名審査会で決定しますので、件数は明示できませんが、概ね対象工事の2～4割程度になると考えています。 また、柳井土木事務所・柳井農林事務所の一般入札結果を基に、競争性が発揮されていないというご意見ですが、山口県と周防大島町の特別簡易型の総合評価では、評価項目が異なるため、仮に山口県がそのような結果であったとしても、県と同様の結果にはならないと考えておりますので、その検証の意味で、総合評価の試行を継続したいと考えております。
2	総合評価方式による入札の試行をする必要があるのでしょうか？町で少数の試行をする前に、県工事(柳井土木・柳井農林)での多数の結果を調査して、総合評価方式のメリット・デメリットを検討するのが最優先ではないでしょうか。同一業者による落札が続出している状況となっております。	1の回答にありますように、山口県と周防大島町の特別簡易型の総合評価では、評価項目が異なっておりますので、山口県の工事で周防大島町の方式の是非を検討することは難しいと考えております。
3	総合評価入札の実施には慎重な判断をお願いします。 柳井土木、柳井農林の一般入札結果では、入札に競争性が損なわれるという弊害が起きているとのことです。	柳井土木事務所・柳井農林事務所の一般入札結果を基に、競争性が発揮されていないというご意見ですが、山口県と周防大島町の特別簡易型の総合評価では、評価項目が異なるため、仮に山口県がそのような結果であったとしても、県と同様の結果にはならないと考えておりますので、その検証の意味で、総合評価の試行を継続し、その結果を踏まえて判断したいと考えております。
4	本日はお世話になりました。問い合わせではなく要望ですが、総合評価方式ですと過去の工事成績評点が落札の可能性の有無にも関わってくるとのことですが、施工担当者から「実際に成績(点数)を決める工事ごとの町の担当者のレベルアップ(工事内容の知識等)を図ってほしい」との声がありました。よろしく願	町の工事担当者は技術職員が少なく、経験の浅い職員が配置される可能性もありますので、評定者により点数にバラツキが発生する可能性があります。 これを防止するために、県等の評定要領を参考にしながら評定してきましたが、評定研修の実施等も検討したいと考えています。

番号	質問	回答
5	総合評価以外の工事で低入札価格調査の対象工事になることがあるのでしょうか。	土木等一般工事の場合は、総合評価方式による入札を除く全ての工事で最低制限価格を設定しますので、総合評価以外の工事で低入札価格調査の対象工事になることはありません。
6	説明資料4ページ中段「e」、11ページ「(2)」において、「共同企業体の実績等については、代表者として実施した場合のみ」とありますが、共同企業体の構成員は会社の実績として認められないのでしょうか。(県は出資比率20%以上)	現在は、共同企業体の代表者として実施した場合のみ実績として認めていますが、今年度、評価項目等の見直しを行い県の基準に合わせる予定です。
7	説明資料11ページの「契約金額(落札金額等)」とは、税込または税抜どちらを記入すればいいのでしょうか。	税込の契約金額を記入してください。
8	総合評価方式を取り入れた場合、会社の企業努力は最大限必要とされますが、会社の実績、技術者の実績は下請、民間では付かないのでいくら努力しても物理的に無理と思われる。その手段のために技術者等を不正な方法で提案(県工事、町工事で不正の発覚あり)されています。うっかり気がつかないままでは済む問題ではないと思いますが、不正のチェック体制を具体的に教えてください。	工事の監督・検査は、工事担当課と契約監理課で行いますが、現場の監督以外では、コリンズなどを利用して書類審査を中心にチェックしています。「技術者等を不正な方法で提案」が不正行為かどうかの判断は、原則として建設業法に基づいて判断しますが、建設業法以外の部分については、所轄官庁と協議しながら判断したいと考えております。
9	適正化法を重視される観点から、自ずと業者の法令違反を厳格に取り締まるべきですが、具体的な方法を教えてください。	通報等による情報提供があれば、その内容について調査等を行い、好ましくない行為や法令違反等を発見した場合、厳正に対処すべきだと考えています。
10	工事成績点の評点について一貫性がないように思われますが、考えすぎでしょうか。	4の回答と同様です。
11	総合評価方式ではISOをとりいれていますが、周防大島町では数社の業者しか取得していないのになぜと疑問を感じます。品確を重んじる観点からは、技術的な能力を審査するのが本来の目的なので少し方向性が違うように思われます。このことから、山口県発注の特別簡易型にはISOが取り入れられていないのだと思います。この点について教えてください。	山口県が実施している3千万円以上1億円未満の工事を対象とした、特別簡易型の総合評価方式では、施工実績(求めている同種工事の定義は、県のほうが厳格)・配置技術者の能力に比重を置いています。1億円以上の簡易型の総合評価方式では、品質確保に重きを置いて、ISOの取得状況を評価項目として採用していると考えます。 周防大島町の一般会計予算額は、県の予算規模の2%であり、発注件数・金額等の規模において比較にはならないと考えておりますし、特別簡易型を採用している16の県内他市町中、15自治体がISOの取得状況を評価項目としている事実もあり、周防大島町でも採用しております。 「技術的な能力を審査するのが本来の目的なので少し方向性が違うように思われます」とのことですが、技術的な能力の審査が難しいのでISO取得を品質確保のための評価項目として採用しています。
12	この入札方法では上記8で述べたような不正をしてでも一度落札すれば会社及び技術者に実績が付き企業格差が拡大するばかりで将来的に不安をかかえた受け入れがたい入札方法だと思うのですがいかがでしょうか。	原則として不正行為はないと考えておりますが、仮に、不適切な行為があればその都度是正していく必要があると考えております。 「受け入れがたい入札方法」とのことですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律、所謂「品確法」に基づいて試行している制度ですので、そのようにご理解ください。

番号	質問	回答
13	この厳しい建設業を取り巻く環境でも業者及び従業員又その家族を含めて皆一生懸命がんばっています。この実態を行政の方々は少しでも理解して下さっているのでしょうか。	<p>昨年の東北大震災以降、建設業のみではなく広範な業種において環境は厳しくなっていると認識しています。</p> <p>これが最善という入札制度の実現は難しいと考えておりますが、少しでもそれに近づけるため、随時見直しを行いたいと考えています。</p>
14	30,000千円以上に対し、総合評価入札の採用になっていますが、全部ではないとの回答をいただきましたが、どのような分け方をされるのでしょうか。	指名審査会において、工種・金額・地区等を勘案して、案件ごとに決定しますので、そのようにご理解ください。
15	総合評価入札の採用については、慎重なる判断をしていただきたい。 理由その1. 総合評価方式による入札は競争性が発揮されないように見えます。	3の回答と同様です。